

国有林における

森林ボランティア活動の希望者

を募集しています

【募集期間 令和5年3月9日～令和5年3月17日】

秋田森林管理署では、管轄する国有林内で森林パトロール等の森林保全活動、森林学習（森林環境教育）における現地案内や指導等の活動をボランティアにより協力したいとの声に応えるため、ボランティア活動の希望者を下記のとおり募集します。

森林ボランティアの活動内容

- 1 森林パトロール
動植物保護（高山植物盗採防止等）及び山火事警防、不法投棄防止等のための林野巡視等
- 2 森林教室等の指導
森林教室、自然観察会、体験林業等における現地案内や指導等
- 3 歩道の整備
国有林野内の各種歩道の刈払いや簡単な整備（木製階段の設置など）及び歩道標識の設置等
- 4 看板類の設置や修理
国有林野内の各種標識、看板等の設置及び修理
- 5 その他
ボランティアとして申請された活動で森林管理署長が認める活動

活 動 登 録 期 間

令和5年4月1日から令和7年3月31日 2年間（更新可）

※新規の方は、森林ボランティア保険登録手続き等のため、令和5年5月1日以降の登録となる場合があります。

活 動 の エ リ ア

- 1 秋田森林管理署管内の国有林
(秋田市・大仙市・仙北市・美郷町に所在する国有林)

活動希望者の申請・登録

- 1 ボランティア活動を希望される方は、別紙「森林ボランティア活動登録申請書」を秋田森林管理署あてに提出して下さい。なお、団体等として活動を希望される場合は会員名簿を添付のうえ一括申請することが出来ます。
- 2 秋田森林管理署長は、次の要件を充たし適当と認める者を「秋田森林管理署フォレストボランティア」として認定・登録し「森林ボランティア活動登録証」を交付します。
 - (1) 森林ボランティア活動に積極的に参加する意欲を有する者
 - (2) 森林ボランティア活動の実施に必要な見識を有し、ボランティア活動を継続的に行いたいと希望する者
- 3 その他
 - (1) 希望する活動が複数署の広範囲に及ぶ場合は東北森林管理局技術普及課へ申請して下さい。(問い合わせ先 TEL 018-836-2218)
 - (2) 「森林ボランティア活動登録証」を交付された者が、不適切な行為を行った場合、活動実績が一定期間無い場合は、登録を取り消すことがあります。

留 意 事 項

- 1 活動の際は秋田森林管理署「森林技術指導官」まで文書若しくは電話等により事前に届出をお願いします。
また、活動の実施後には、その結果等の報告について協力をお願いします。
- 2 森林ボランティア活動を行う際は、秋田森林管理署長が貸与する腕章を着用していただきます。
- 3 この活動はボランティアであることから無報酬です。
- 4 「ボランティア保険」に一括して加入しますが、活動中の事故等の受災に対して全てを補償するものではありません。活動に際し安全には十分注意して下さい。
- 5 秋田森林管理署等が主催する各種行事等に際して、ボランティア活動のお願いをすることがあります。ただし、強制ではありませんのでご都合のつく場合はご協力をお願いします。

申請書受付・問い合わせ先

〒019-2601 秋田市河辺和田字和田156-3
秋田森林管理署 森林技術指導官
TEL018-882-2311 FAX018-882-2614